

羽咋郡市広域圏事務組合告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和8年第1回羽咋郡市広域圏事務組合議会定例会の議決を得た次の予算の要領を公表します。

令和8年3月4日

羽咋郡市広域圏事務組合

組合長 岸 博 一

令和7年度羽咋郡市広域圏事務組合一般会計補正予算（第2号）

## 令和7年度羽咋郡市広域圏事務組合一般会計補正予算（第2号）

令和7年度羽咋郡市広域圏事務組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,196千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,093,439千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

## 第 1 表

## 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前	補正額	計
1 分担金及び負担金		4,944,596	25,572	4,970,168
	1 分担金	4,944,596	25,572	4,970,168
2 使用料及び手数料		128,949	△ 12,009	116,940
	1 使用料	128,314	△ 12,009	116,305
4 県支出金		8,100	354	8,454
	1 県補助金	8,100	354	8,454
5 財産収入		18,074	△ 500	17,574
	2 財産売払収入	18,061	△ 500	17,561
7 繰越金		1,600	3,154	4,754
	1 繰越金	1,600	3,154	4,754
8 諸収入		23,229	525	23,754
	2 雑入	23,224	525	23,749
9 組合債		115,400	△ 900	114,500
	1 組合債	115,400	△ 900	114,500
歳入合計		6,077,243	16,196	6,093,439

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前	補正額	計
1 議会費		3,983	△ 1,000	2,983
	1 議会費	3,983	△ 1,000	2,983
2 総務費		69,550	△ 2,658	66,892
	1 総務管理費	68,794	△ 2,658	66,136
3 衛生費		4,756,489	△ 8,928	4,747,561
	1 保健衛生費	430,805	△ 13,979	416,826
	2 清掃費	4,325,684	5,051	4,330,735
4 商工費		19,627	88	19,715
	1 商工費	19,627	88	19,715
5 消防費		1,052,643	30,600	1,083,243
	1 消防費	1,052,643	30,600	1,083,243
6 公債費		155,441	△ 1,026	154,415
	1 公債費	155,441	△ 1,026	154,415
8 災害復旧費		15,510	△ 880	14,630
	2 常備消防施設 災害復旧費	15,510	△ 880	14,630
歳出合計		6,077,243	16,196	6,093,439

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
5 消防費	1 消防費	消防ポンプ自動車整備事業	千円 69,981
合計			69,981

第 3 表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
常備消防施設災害復旧事業	15,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金につい て、利率 見直しを 行った後 において は、当該 見直し後 の利率)	借入先の融 通条件によ る。ただし 組合財政そ の他の都合 により据置 期間及び償 還期間を短 縮し、若し くは繰上償 還又は低利 に借り換え することが できる。	14,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金につい て、利率 見直しを 行った後 において は、当該 見直し後 の利率)	借入先の融 通条件によ る。ただし 組合財政そ の他の都合 により据置 期間及び償 還期間を短 縮し、若し くは繰上償 還又は低利 に借り換え することが できる。
計	15,500				14,600			

第 4 表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額
情報セキュリティポリシー策定事業	令和8年度	1,650